

修学資金手続きの流れ

●申請～修学資金交付時

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
～6月	養成施設にて配布する 貸付申請書等 を記入のうえ養成施設へ提出。 ※保証人・生計を一にする家族（所得のある方）の 所得を証明する書類 を添付すること。 養成施設入学時に45歳以上で、離職後2年以内の方は 離職証明書 等（様式の定めなし）も提出すること。	養成施設を通じて 栃木県社会福祉協議会へ提出
6月下旬 ～ 7月上旬		審査・貸付決定 決定通知書・書類（借用証書・貸付の手引き等）送付
7月中旬	借用証書・振込口座届出書 を記入の上、借受者・保証人の 印鑑証明書 を添えて、 <u>栃木県社会福祉協議会へ提出。</u> ※借用証書に 収入印紙 を貼付すること。	
8月中旬		修学資金交付（初回）

※ 日程はあくまで目安です。

○借用証書が提出された後、8月中旬頃に初回交付となります。

初回は上期（4～9月）分となり、貸付期間を4月にさかのぼって交付します。

下期（10～3月）分は、9月末に交付となります。

○入学準備金を申請した方は、初回に交付します。

●進級時（一般養成課程の方のみ）

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
4月初旬	在学証明書提出 <u>[養成施設へ提出]</u>	養成施設で取りまとめて提出
4月末		修学資金交付（上期分）

○進級後の修学資金の振り込みは、上期（4～9月）分を4月末に、下期（10～3月）分がある方は9月末に交付となります。

○就職準備金を申請した方は、最終回に交付します。